

日本企業が取るべき欧州における特許訴訟戦略について

片 山 英 二*
大 月 雅 博**
服 部 誠***

抄 録 望むと望まざるとにかかわらず、日本企業が欧州で特許訴訟の当事者となることが稀ではなくなった。

にもかかわらず、特許取得までとは異なり、取得後の権利行使に関しては欧州内において手続きが統一されておらず複雑であり、各国毎に異なった判断がなされる虞がある。また、一部の主要国以外については具体的な情報に不足していた。

その結果、欧州の特許訴訟は、分かりにくいものとされ、日本企業にとっては権利行使に対して防御するだけでなく、自ら行使する場合であっても結果を予測することが困難である。加えて、近時、新たな法制度の出現や、重要な判例の集積によって、欧州の特許訴訟は、ますます複雑になってきている。

そこで、本稿は、これまでの議論を整理した上で今後の展望を行い、加えて欧州各国の実務家から意見を聴取して集めた情報などを踏まえて、日本企業に対し、欧州における特許訴訟の指針を示すことを試みるものである。

目 次

1. EUにおける特許権の行使について
2. EU主要国における特許訴訟の概観（イギリス、ドイツ、フランス、オランダを中心として）
 2. 1 質問状、警告書
 2. 2 仮処分
 2. 3 本訴の管轄
 2. 4 本訴手続きの流れ（各国の手続きの特徴）
 2. 5 裁判体の構成、裁判官の専門性
 2. 6 専門家の関与
 2. 7 証拠開示
 2. 8 損害の算出
 2. 9 訴訟の代理
 2. 10 和 解
 2. 11 費用の賠償
 2. 12 裁判期間
 2. 13 裁判費用
 2. 14 裁判件数
3. 2004年EUエンフォースメント指令の実施

4. EUにおける特許訴訟に関連して現在進められつつある議論
 4. 1 ロンドンアグリーメント
 4. 2 欧州特許訴訟協定
 4. 3 欧州共同体特許
5. まとめ

1. EU¹⁾における特許権の行使について

現在、欧州における特許は、欧州特許の付与に関する条約（Convention on the Grant of European Patents²⁾。いわゆる「欧州特許条約（EPC）」）に基づく「欧州特許」制度（European patent³⁾）と、各国における特許制度⁴⁾の

* 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士
Eiji KATAYAMA

** 弁護士 Masahiro OTUKI

*** 弁護士 Makoto HATTORI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

二重構造となっている⁵⁾。

ところで、欧州特許は、出願受理から特許査定(及び異議申立)までの手続きは欧州特許庁において一括して行われるものの、特許付与後は各国毎に特許が付与されたものとみなされるため(「各国特許の束(bundle of national patents)」と評される)、特許侵害訴訟及び特許無効訴訟は各国毎に提起しなければならない。その結果、欧州においては、従来から、複数の国においてそれぞれ成立した特許を権利行使する場合に高額な費用がかかる、審理スピードや損害賠償認容額において各国毎に差がある、提訴する国によって結論が異なりうる等の問題点が指摘されている⁶⁾。

そこで、訴えを提起しようとする企業にとっては、所与の管轄の中から、自社にとって最も有利と思われる国の裁判所に訴えを提起することが戦略上重要となってくる(フォーラムショッピング)。すなわち、特許権者側は、特許が無効とされにくく、クレームが広く解釈される傾向にあり、均等侵害論も認容されやすく、その結果、特許権侵害の認定率が高く、加えて損害賠償認容額が高額な裁判所で訴えを提起しようとする。これに対し、被疑侵害者側は、当然のことながら、特許権者とは正反対を指向する。また、被疑侵害者の場合は、後述のような理由から、あえて審理スピードの遅い裁判所に特許無効訴訟を提起することもある。

そこで、次に、EU主要国における具体的な特許訴訟の概略を述べた上で、あわせて具体的にどのような戦略をとるべきかについて検討を加える⁷⁾。

2. EU主要国における特許訴訟の概観 (イギリス、ドイツ、フランス、 オランダを中心として)

まず特許権者としては、将来の特許権行使を見据えた場合、特許出願の段階から、どの国で

特許権を取得すべきか、その場合欧州特許制度に基づく出願を行うか等々、綿密な戦略を練るべきである。本稿は現実に紛争が生じた後に焦点を絞るものであり、具体的には警告書等の発送以降について記述するものであることから、特許の出願・取得段階の戦略については説明を割愛するが、将来の特許権行使を具体的に想定した特許出願戦略は非常に重要である⁸⁾、⁹⁾。

ところで、自社の特許権を侵害していると思われる端緒に接した特許権者は、まず当該被疑侵害品の分析及び自社の特許権との比較(技術者による実験、専門家による鑑定)や、証拠(侵害事実の裏付けとなる被疑侵害品そのもの、仕様書、パンフレット、プレスリリース等)の収集等を行って、以下に述べる措置への準備を整えることになる。この時、特許権者としては、相手方との交渉・訴訟の過程において、単に特許権侵害が認められないばかりではなく、自社の特許が無効とされる可能性にも留意する必要がある。

2.1 質問状、警告書

特許権者が自社の特許権を被疑侵害者によって侵害された又は侵害される可能性が高いと考える場合、まず質問状、警告書を送付すべきか否かを検討するのが一般的である。

訴訟提起にあたって、警告書等の送付を法的に義務づけている国は少ない。しかしながら、警告書等には、訴訟を避けて紛争を早期に解決する等の意義があり、また、国によっては、被疑侵害者に侵害行為を中止するように要求する書状を送付せずに特許権者が提訴し、被疑侵害者が侵害行為を直ちに認めた場合、原告は訴訟費用と被告の弁護にかかる費用を負担しなければならないことから¹⁰⁾、特許権者から被疑侵害者にまず警告書(ないし質問状)が送付されることが多い。なお、警告書の一般的記載内容は、自社が特許権を保有していること、被疑侵害者

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が特許権を侵害していると思われる根拠、被疑侵害者に望むこと、相応の回答期間等、である。

しかしながら、特許権侵害の根拠が乏しいにもかかわらず警告書を送付した場合には、正当な理由のない脅迫として、被疑侵害者から、特別法あるいは一般法に基づく損害賠償請求を提起される可能性がある¹¹⁾。また、特許権者からの警告書等の送付は、被疑侵害者からの特許無効訴訟の契機ともなる。

この特許無効訴訟と関連して、EUで問題となっているのは、法制度を巧みに利用して、特許権者による特許権の円滑な行使を妨げる、という戦略である。すなわち、欧州における国際裁判管轄や外国判決の承認及び執行に関して規律するブラッセル規則¹²⁾ 第27条は、同一当事者間の同一原因¹³⁾ の訴訟に関する二重起訴を禁止している¹⁴⁾。そこで、同条を悪用して、特許権行使を受ける虞のある被疑侵害者は、特許権者から特許侵害訴訟を提起される前に、審理スピードの遅いといわれる国（イタリア、ベルギーなどが典型とされる）において特許無効訴訟を提起する、といういわゆるトルペード（魚雷）戦略をとることがある¹⁵⁾。現在はベルギーの裁判所などで、同戦略をとる被疑侵害者に対して厳しい判決¹⁶⁾ が相次いだことから、一時期に比べて沈静化の傾向にあるものの、イタリアの裁判所等を中心に依然この戦略がとられている。そこで、被疑侵害者がトルペード戦略をとることが予想される場合には、特許権者としては、あえて警告書等を送付せずにいきなり特許侵害訴訟を提起する、という手法をとることも検討すべきであろう¹⁷⁾。

2.2 仮処分^{18), 19)}

特許権者が自社の特許権を侵害された又は侵害される危険が高いと考える場合、いきなり本訴を提起するという手法もあり得るが、本訴手続きには時間を要するため、本訴手続きによる

解決を図ろうとしている間に取り返しのつかない損害を被る可能性がある。そこで、そのような場合に、本訴手続きに先立ち、あるいは本訴手続きと同時に、暫定的であるものの迅速な手続きとして仮処分の申立てを検討することがある。

多くの国において、仮処分の申立ての要件は、日本とほぼ同様である²⁰⁾。一般に、本訴の期間が短く、かつ仮処分命令を得るために保証金を積まねばならない国では、仮処分の申立てはそれほど多くない。なお、ある裁判所の仮処分で得た証拠を、他の裁判所の手続きで転用することが許されることも多い、ということも戦略を練る上で重要である。各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス²¹⁾

申立てから命令発令まで約2～4週間程度である。命令の内容として、差止めのみならず、証拠の確保・保全を求めることもできる。命令を得るためには保証金を積む必要がある。後述のドイツ等に比べて、立証の程度は相対的に低くてよい、とされているようである。

(2) ドイツ

申立てから命令発令まで約1ヶ月程度である（但し、事案によっては申立てから命令発令まで2、3週間もかからない場合もあるようであり、ケースバイケースである）。命令を得るために保証金を積む必要はないが、立証の程度として合理的な疑いを超えることが要求されているため、一般に、特許権侵害の事実が確実でない場合、裁判所は仮処分命令の発令にあまり積極的ではないようである。

(3) フランス

従来と異なり、後述するEUエンフォースメント指令の結果、仮処分の申立てを、本訴提起前に行うことができるようになった。なお、フランスの場合には、日本における仮処分とは異なるが、Saisie contrefaçonという非常に強力

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

な証拠の調査・保全の制度がある²²⁾。

(4) オランダ

厳密な意味で仮処分というか否かは別として、Kort Geding²³⁾ と呼ばれる簡易・迅速な手続きがある。この手続きによった場合、申立てから6週間程度で弁論期日が開かれることになるが、それまでの間に期限を定めて申立人から書面による主張・書証の提出をさせて、次に、弁論期日の前日まで相手方からの書面による主張・書証の提出を受け入れることとし、命令は弁論期日から2週間前後で発令される。後述するクロスボーダーインジャンクションも、この手続きを利用して行われることがあった。

2.3 本訴の管轄

(1) 問題となる場面

日本企業がEUにおいて特許訴訟の当事者となるのは、日本企業がEUにおいて特許権を有して当該特許権を行使する場合（又は当該特許の無効訴訟を提起される場合）か、相手方の欧州における特許権を侵害したと主張される場合であろう²⁴⁾。以下では、前者を中心に、具体的な事例を想定して説明する。

まず、日本企業Xが欧州特許制度を利用し、指定国をイギリスとして特許権Aを取得したとして、これに対し、イギリスの法人Yがイギリス国内で特許権Aを侵害する行為を行うというのが最も基本的な形態といえる（ケース①）。この場合、XはイギリスにおいてYを被告として特許権Aについての特許侵害訴訟を提起するであろう。これに対し、上記のうち、法人がフランスの法人Zだった場合、後述するとおり、Xはイギリス、フランスという複数の管轄から裁判籍を選択することができる（ケース②）。この時、フォーラムショッピングという事態が生じる。次に、Xが欧州特許制度を利用し、指定国をイギリス、フランスとして、それぞれ特許権A1、特許権A2を取得したとして、これに

対し、イギリスの法人Yがイギリス国内で特許権A1を侵害する行為をし、また、フランスの法人Zがフランス国内で特許権A2を侵害する行為をするということも想定し得る（ケース③）。この場合、後述するとおり、Xはイギリス、フランスにおいて、それぞれ特許権A1、A2に基づいて、Y、Zを被告として別々に訴えを提起していくことになる。しかしながら、その場合もどの国で訴え提起を先行させるべきか、という問題が生じる。また、これを一歩進めて、実は、YとZが関連会社であった場合、そもそも別々に訴訟を提起する必要はなく、Y及びZをまとめてどちらかの裁判所における裁判を行うことのみで足りるのではないか、という問題もある（ケース④）。そこで、これらの問題については、それぞれ整理しておく必要がある。

(2) 条約（規則）上の根拠

EU加盟国内における裁判管轄は、ブラッセル規則によって規律されている²⁵⁾。原告は、同規則に基づいて複数の管轄から裁判所を選択することができる。

まず原則として、被告の住所地（第2条1項²⁶⁾）や不法行為地（第5条3項²⁷⁾）に管轄がある。また、EUに住所のある共同被告²⁸⁾）に対しては、共同被告のうちの1人の住所の裁判所で共同被告全員に対する訴えが可能である（第6条1項）。合意管轄（第17条）や応訴管轄（第18条）の規定も存在する。なお、他の通常訴訟とは異なり、特許等の登録・有効性に関する手続きは、特許が登録された国の裁判所が専属管轄を有している（第22条4号）。

(3) 提訴し得る管轄が複数存在する場合の考慮要素

上記の結果、提訴し得る管轄が複数存在する場合（すなわち、上記ケース②の場合）、実際

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

にどの管轄に訴えを提起すべきであろうか。

提訴を検討する企業が検討すべき要素としては、マーケットの重要性、手続きの予測可能性（裁判所の経験の豊富さ）、裁判期間の長短、費用の多寡、証拠開示手続きの有無、特許が無効とされる可能性、クレーム解釈の広狭、均等論の適用の有無等が考えられる。これらの一部については、以下の各項において詳しく触れる。

なお、イギリスでは、特許権侵害かどうかの判断が困難な事件では侵害を否定する判決が出されることが多いといわれているようである。また、イギリスでは、特許が無効とされる確率が高いともいわれているようである。このような傾向は、イギリスでは、証人及び専門家証言に基づいて特許の無効判断がなされることが多いということや、アメリカやドイツ等とは異なり、イギリスの裁判官は、特許権の有効性維持に傾く進歩性を肯定する状況証拠「二次的考慮：secondary consideration」（商業的成功等）に依拠することが少ないことに起因すると分析されている^{29), 30)}。

(4) EUにおけるクロスボーダーインジャンクション

管轄との関係で、近時、注目すべきものとしてはクロスボーダーインジャンクションに関する議論が挙げられる。EUにおけるクロスボーダーインジャンクションとは、EU域内の裁判所がEU域内の他国の特許権に基づいてその他国での行為を対象として差止命令を発する、というものを指すことが一般的である。なお、上記ケース④もこの一類型といえる。ブラッセル規則にはクロスボーダーインジャンクションに関する明確な定めがないため、従来、国毎にこの点に対する考え方が異なっていた。すなわち、イギリスでは、特許訴訟については厳密に各国毎に行うべきという立場を取っていた。他方、ドイツやオランダ等は国境を越えた管轄権に対

して肯定的な態度を取っていた。この議論に関しては、近時、ECJにおいて極めて重要な判決が相次いで出された（Roche v. Primus ECJ July 13, 2006³¹⁾、GAT v. Luk ECJ July 13, 2006³²⁾）。その結果、少なくとも本訴に関しては、国境を越えた判決を下すことは難しくなった³³⁾。

(5) 複数の国において、裁判を行う場合に留意すべき事項

前述のとおり、日本企業が、たとえ欧州特許制度に基づき、指定国を複数とする特許を取得したとしても、取得後の特許権行使は原則として一括して行えるものではなく、各国毎に訴えを提起しなければならないし、ある国での判決結果が他の国における判決結果に論理必然的に影響するものではない。しかしながら、実質的に同一の特許権の行使を行う場合、たとえ被告の侵害態様等が少々異なっていたとしても、先行する裁判結果が後行の裁判に与える影響は無視できない。そこで、日本企業が複数の国において裁判を行う場合にも、どの国で先行して裁判を行うかについては、上記(3)で述べたフォーラムショッピングに近い検討が必要になる。

また、実質的に同一の特許権に基づいて権利行使を行う場合、主張と証拠の矛盾を来さないことが重要になる。さらに、証拠の転用可能性にも留意すべきである。加えて、専門家（鑑定人等）を複数の国の裁判で用いることができるかについても検討の余地がある。同一専門家を用いれば、専門家は対象となる係争や技術内容に関して深く理解するであろうし、整合性もとれる上、経済的である。他方で、特権放棄、言語、時間、その人の持つ特性等から、複数の国において同一の専門家を用いるべきではないケースも存在する。

ところで、実務的には欧州各国で提起される訴訟を一括してコントロールする、いわゆるハ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ブとなる法律事務所を予め設けておくことと便利である。そのようなハブとなる法律事務所の選択の仕方は、個別の訴訟の代理を定める場合（2.9で述べる）と共通するが、それに加えて、欧州各国に支店など広いネットワークを有するか否かということも重要なファクターとなる。ハブとなる事務所の具体的な役割としては、国内裁判において代理人となると同時に、他の国での訴訟の基本戦略を考えて、他の国における代理人を推薦・選択し、依頼者の代わりに各国の代理人と連絡を取り合っ て依頼者の指示を伝えたり、国毎に矛盾した主張をしないように調整するといったことが挙げられる。

2.4 本訴手続きの流れ（各国の手続きの特徴）³⁴⁾

誤解を恐れずにいうと、Civil lawの国（典型はドイツ、フランス）では、一般に証拠開示の範囲が制限されており、相対的に書面主義的であり、職権探索主義的な側面もある。それに対し、Common lawの国（典型はイギリス）では証拠開示が広汎で、相対的に口頭主義的で、当事者主義をより重視しているように思われる。

EUの特許訴訟では、米国のように陪審制を用いている国はほとんどない。これは陪審では技術や侵害の成否の判断が確実ではないし、時間と費用がかかることが原因のようである。

なお、訴訟に際して、相手方が当該管轄とは異なる国に所在している場合、すなわち被告が外国当事者である場合には、司法省などを経由して外国送達をしなければならないことから、これだけで数ヶ月を要することが多いので、その点に留意すべきである。各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス

イギリスにおける特許訴訟は三審制が採られており、一審はロンドンの高等法院（High Court）衡平法部（Chancery Division）のパテ

ンツコート（Patents Court）、またはパテントカウンティコート（Patent County Court）、控訴審は控訴院（Court of Appeal）、上告審は貴族院（House of Lords）でそれぞれ行われる。一審及び控訴審は事実審であり、上告審は原則として法律審である。

イギリスでは、特許権者はパテントコートまたはパテントカウンティコートのいずれかに訴訟を提訴できる³⁵⁾。パテントカウンティコートに提訴できるようになったのは、単純な特許訴訟について、パテントカウンティコートを利用させることで、費用のかからない裁判制度を提供する、という趣旨であったが、実際にはほとんどの特許訴訟はパテントコートで審理されている。

特許訴訟は、以下に述べるとおり、プリーディング、ケース・マネジメント会議、ディスクロージャー、実験、専門家証拠の準備、トライアルの準備、トライアル、判決、という流れをたどる。

プリーディングは、原告がクレーム・フォームの発行と送達を行うことによって始まるが、同フォームには当事者、特許権、求める救済内容を記載する。原告はクレーム・フォームの送達と同時に14日以内に、訴えの詳細（パーティキュラーズ・オブ・クレーム）を送達しなければならないが、同文書には、被告が管轄地域内で行った特許権の侵害行為を挙げ、また、侵害されたと主張する特許クレームを挙げる必要がある。さらに、それぞれの侵害タイプにつき少なくとも一つの例を挙げなければならない。被告は、訴えの詳細の送達から14日以内に、ディフェンスを提出しなければならないが、もし時間的に間に合わないのであれば、少なくともアクノリッジメント・オブ・サービスを提出しなければならない。後者の場合、被告は、訴えの詳細の送達を受けた後28日以内にディフェンスを送達しなければならない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

イギリスの侵害訴訟では、ほとんど全ての事件において、被告は、特許権の有効性を争う。被告の無効主張（ディフェンス）の際には、通常、無効取消しの反訴（カウンタークレーム）も行われる。被告からの、無効のディフェンス、カウンタークレーム、異議の詳細（パティキュラーズ・オブ・オブジェクション）は、クレーム・フォームの送達から42日以内に送達されなければならない。異議の詳細には、特許の有効性を争う全ての無効事由を挙げなければならない。被告が、特許の新規性、進歩性を争う場合には、先行文献等を特定する必要がある。被告からのディフェンスとカウンタークレームの送達後14日以内に、原告はリプライ及びディフェンス・トゥ・カウンタークレームを送達することができる。一方当事者は相手方に対し、リプライ及びディフェンス・トゥ・カウンタークレームの送達後21日以内に、事実を特定してノーティス・トゥ・アドミットを送達できる。相手方は、ノーティス・トゥ・アドミットの送達後21日以内に、どの事実を認めてどれを認めないかを回答しなければならない。

ケース・マネジメント会議では、審理予定を設定し、争点を限定し、ディスクロージャー等の作業の範囲を決め、トライアルの期日等を決める。

ディスクロージャーは、従前のディスカバリーに対応するものであるが、ディスカバリーが自発的に事件に関連性のある全ての文書について開示しなければならなかったのに対し、ディスクロージャーにおいては、開示は全て裁判所の命令によることとし、しかもその範囲も事件の結論に影響するものに限定した。弁護士や弁理士からのアドバイスのように、法律的に守秘特権が認められている文書については開示義務がない。他方で、当事者がある文書に営業秘密等が含まれていると考えても、ディスクロージャーの例外とはならない。しかし、そのような

場合、当事者間の合意ができなければ、裁判所に対し、特定の者のみにディスクロージャーの範囲を制限するように求めることができる。そのような合意や命令の有無にかかわらず、当事者は、裁判所の許可がない限り、開示された文書を訴訟の目的のみにしか使用してはならない法的義務を負っている。開示義務は、訴訟手続の終了まで継続する。もし当事者が後に対象文書を発見したときは、直ちに文書の存在を相手方に知らせなければならない。

実験に関しては、相手方が望めば、実験は相手方が出席するところで繰り返す必要がある。

専門家証拠（鑑定書等）は、技術的争点についての自社の主張を立証するために、提出されることが多い。専門家証拠は書面の形で提出される。書面の提出には裁判所の許可が必要であり、裁判所はその提出期限も定めるが、トライアルの1ヶ月前程度を指定されることが多いようである。専門家は、その書面についてトライアルで反対尋問を受けることになる。専門家は当事者により指名されるが、当事者以上に裁判所を補助すべき義務を負っている。なお、裁判所は、技術的事項を理解するために専門家（テクニカル・アドバイザー）を任命することもできるが、多くの裁判官は技術的事項を十分に理解できるため、選任は稀である。

トライアルは、訴え提起後、11ヶ月程度してから開かれることが多い。当事者はトライアルに先立ってスケルトン・アーギュメント（主張の要約）を提出しなければならない。トライアルの期間は3～5日間であることが多い。この間、証言に最も時間を要することが多い。なお、一般に、侵害、無効の争点に関するトライアルの中では、損害の算定等は行われず、これは別個のヒアリングによる。すなわち、あらためてプリーディング、ディスクロージャー、証拠提出が行われる。しかし、このような新たな手続きに入るとコストが余計にかかるので、通常、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

当事者は新たなヒアリングによることなしに損害について合意する。

判決は、通常の民事事件とは異なって、書面で行われることが多い。判決は、トライアル後、約1ヶ月してから下される。判決の記載事項は、技術の背景情報、当事者の議論、法律論、証言の評価等である。主張整理は理由中に取り込まれている。

第一審の判決に対し、敗訴当事者は控訴院に控訴権を行使することができる。控訴権の行使には裁判所の許可が必要であるが、特許訴訟の場合には通常許可される。控訴審では原則として新証拠の提出は認められない。また、貴族院への上告は、控訴院か貴族院自身の許可が必要である。許可は、重要な法律上の争点を含む事件や、公共の利益に関する事件でのみ与えられるため、上告事件は稀である。

(2) ドイツ

ドイツにおける特許訴訟は、特許侵害訴訟と特許無効訴訟を分けて考える必要がある³⁶⁾。

特許侵害訴訟は、通常民事訴訟として通常裁判所で審理され、一審は州の地方裁判所(Landgericht)、控訴審は州の高等裁判所(Oberlandesgericht)、上告審は連邦最高裁判所(Bundesgerichtshof)、の三審制をとっている。一審及び控訴審は事実審、上告審は法律審である。そして、地方裁判所のうち、特許侵害訴訟に対する管轄が認められているのは12ヶ所であるが、その事件の多くはデュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンの裁判所に集中する。

ドイツでは、裁判所に訴状を提出することによって訴訟が開始される。訴状には、請求の趣旨を記載するが、ほとんどの事件において、①侵害品の製造・販売等の差止め請求、②損害賠償義務の確認(具体的な額を特定しない確認請求であり、侵害行為による過去の一時点から将来に向けての全損害についての損害賠償義務の確認)、③損害額算定・侵害品の製造販売ル-

ト解明のための情報提供請求(具体的には、前者については、侵害品の製造・販売等にかかる経費及び収益について損害賠償額の算定が可能になる明細書、計算書等であり、後者については、侵害品の製造者、請負人、前占有者、買取業者、発注者の氏名・住所、及び製造・提供・受領・注文された侵害品の数量である)の3点を記載する。

ドイツでは、我が国と同様、双方が準備書面で主張を準備した上、主要期日にて口頭弁論を行い、書証、人証等の必要な証拠調べを経て、判決に至る。なお、ドイツには、早期第一回期日方式³⁷⁾と書面先行手続方式³⁸⁾という二つの方式があり、裁判所によってどちらかの方式が採用される。書面の交換は訴状を含めて主要期日まで平均2、3回ずつくらいであり、一方当事者の提出から他方当事者の提出までのインターバルは前者の方式の場合で3~4ヶ月、後者の方式の場合で6週間前後である。主要期日までに主張しなかった事実は、原則として以後主張し得ない。

侵害に関する証拠収集は、当事者が訴訟提起前に行っているのが通常であり、裁判所に対して証拠保全や訴訟提起前の証拠開示を求めることはほとんどない。

通常、訴え提起から約10~12ヶ月後に主要期日が開かれる。一般的には、訴訟手続きにおいて、主要期日だけが当事者が口頭で議論を交わす機会である。通常、裁判官は主要期日に際して十分に準備し、争点にのみ弁論を限る傾向にあり、しかもその点について既に心証形成していることが多いことから、主要期日は短い。主要期日では裁判所が冒頭で事実関係及び争点を紹介し、事件について暫定的な心証を述べ、その上で裁判所及び双方代理人間で実質的な弁論(主張、質疑、討論)が行われる。双方代理人の弁論は、裁判所の心証を念頭に置きながら、争点を中心として行われる。具体的には、原告

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

側から本件特許技術の内容（従来技術、本件特許の解決課題、クレームの内容）と被告製品との対比等の主張、被告側からそれらに対する反論等が行われる。実際上は、不利な心証を示された当事者側が、より時間をかけて説明を行う。主要期日の最後に、約1ヶ月後の裁判の言渡期日が指定される。その際、次回に言い渡される裁判が判決であるか、鑑定、証人尋問等の証拠決定であるかは明らかにされない。言渡し日において判決の言渡しがされない場合、そのほとんどは鑑定採用であり、証人尋問が採用されるのは先使用権の成否が問題となるような限られた事案のみである。

鑑定は、ドイツでは、技術的な事項に関して当事者の主張・立証のみでは確信をもって判断できない場合、技術的な専門知識を補うために活用される。鑑定採用の決定をすれば、鑑定人の選任、鑑定、当事者による鑑定人の尋問等により、更に1年から2年程度の審理を要することとなる。鑑定人の選任方法は、通常、当事者双方から鑑定人に推薦する者の名簿を提出してもらい、それぞれ相手方に意見を求め、特に双方から異議がない者の中から裁判所が選任することになる。鑑定人は、裁判所の決定した鑑定事項に基づき、鑑定書を提出することになる。さらに、当事者は、主要期日において、鑑定人に対する尋問を行い、その結果を踏まえて、最終的な弁論を行う。

被告である被疑侵害者は、特許侵害訴訟を提起されると、直ちに特許無効訴訟を提起することが一般的である。その上で、被告は、特許侵害訴訟を担当する裁判所に、審理手続きを中止するように要請するが、このような要請が容認されることは少ない。その理由は、裁判所はドイツ特許庁や欧州特許庁により付与された特許は注意深く審理されたものであり、有効であると推定しなければならないとの前提に立っているからである。

第一審の判決に対しては控訴できる。たとえ控訴された場合であっても、第一審の判決は仮に執行することができる。しかし、その場合、通常は供託金が必要であり、その額は争訟の価値によって裁判所が決定する。控訴期間は第一審の判決が送達された日から1ヶ月である。控訴審では、事実及び法律的な観点から弁論と審理が行われる。提出が不当に遅れていないことを証明すれば新証拠の提出も認められる。控訴審の裁判期間は1～2年である。控訴裁判所が上告を容認した場合や連邦最高裁判所が上告を受け付けた場合、連邦最高裁判所で控訴審の法律判断について、審理が行われる。

次に特許無効訴訟については、連邦特許裁判所が第一審の専属的な管轄を有しており、連邦最高裁判所との二審制である³⁹⁾。なお、特許無効訴訟では、特許侵害訴訟の場合とは異なり、連邦最高裁判所は、法律審のみならず事実審としても機能する。

ところで、特許無効訴訟が特許侵害訴訟と大きく異なることは、後者が通常の民事訴訟手続きに則って行われるので当事者主義的であるのに対し、前者では職権探知主義が採られ、当事者や関係人の主張・立証に拘束されないという点である。以下、詳述する。

特許無効訴訟は、前述のとおり、特許侵害訴訟の被告となった被疑侵害者が、特許訴訟の防御として行い、その訴訟を特許侵害訴訟で利用しようとして始める場合が多い⁴⁰⁾。たとえば、被疑侵害者が特許無効訴訟を提起し、当該訴訟において当該特許が無効と判断される可能性が高くなったということをもって、特許侵害訴訟において、その中止を申し立てることが典型である。ただ、特許無効訴訟を利用するためには、特許侵害訴訟の終了までに、特許無効判決を得るか、少なくともその蓋然性が高い段階に至っておかねばならないので、特許侵害訴訟を提起された場合には、被告としては特許無効訴訟を

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

直ちに提起することが重要である。

特許無効訴訟は、特許権の一部または全部の無効を申し立てる訴状を連邦特許裁判所に提出することによって開始する。通常、訴え提起後約10～12ヶ月で主要期日が行われる。その主要期日は半日あるいはそれ以上かかる。主要期日に際して裁判官は十分に準備しており、事件の細部にわたって審理しようとすることが多い。特許無効訴訟の期間中はいつでも特許の訂正ができる。判決は、大抵、主要期日終結時に言い渡される。

連邦特許裁判所の判決に対しては、連邦最高裁判所に上訴できる。上訴審には2～3年を要する。

最後に、特許侵害訴訟において侵害が肯定されて、原告勝訴の判決がなされて確定した場合であっても、その後無効手続きにおいて当該特許が無効とされた場合には当該特許が遡及的に無効であったこととなり、上記判決は再審手続きにより取り消されることになることに注意すべきである。

(3) フランス

フランスにおける特許訴訟は三審制が採られており、第一審は大審裁判所 (Tribunal de grande instance)、控訴審は控訴院 (Cour d'appel)、上告審は破毀院 (Cour de cassation) で行われる。第一審及び控訴審は事実審であり、上告審は法律審である。第一審の管轄は大審裁判所に属するが、特許紛争に関する裁判権を有するのは7ヶ所で、半数以上の事件はパリ大審裁判所に集中している。

フランスにおける特許訴訟では、訴状をまず被告に送達しなければならない。被告に訴状が送達された後で、訴状は裁判所に登録されなければならない。訴状には、請求の対象、訴えの目的及び原告の要求を記載しなければならない。また、原告は、ほとんど例外なく、侵害行為の認知、侵害行為継続の禁止、損害賠償金の

付与、侵害品の最終的な押収、判決の公表及び訴訟費用の償還を請求する。被告は召喚状の送達を受けた後15日以内に弁護士を選任しなければならない。かつ6～12ヶ月以内に答弁を提出しなければならない。その後には長期にわたる準備書面の交換手続きが続くことになる。そしてそれが終了した時点で弁論期日が決定される。弁論自体は通常は半日で終了する。裁判所における弁論の終了後、両当事者の代理人弁護士は、自らの主張を判決のための再検討に供する目的で完全な記録を裁判所に提出する⁴¹⁾。裁判所が、訴訟期間中に特許を無効と宣言することはできない。通常、フランスの裁判官は、特許の無効を宣言せずに特許の保護範囲を解釈する。一般に、訴え提起から弁論期日まで18～30ヶ月を要する。判決は、大抵、弁論期日後、数週間～数ヶ月してから当事者に対して送達される。

第一審の判決に対しては、裁判所は仮執行宣言を付することができるが、実際には裁判所が仮執行を与えることは少ない。

(4) オランダ

オランダにおける特許訴訟は三審制が採られており、第一審は地方裁判所 (Rechtbank)、控訴審は高等裁判所 (Gerechtshof)、上告審は最高裁判所 (Hoge Raad) でそれぞれ行われる。一審及び二審は事実審であり、三審は法律審である。なお、特許係争の第一審はハーグ地方裁判所が専属管轄を有していることから、控訴審も自動的にハーグ高等裁判所が専属管轄を有する。

手続きの種類としては、早期本案手続きと、通常本訴手続きがあるが、現在では、多くの特許訴訟が前者によっている。

早期本案手続きでは、原告から訴状が提出されると、裁判所が、その送達前に、訴状審査とともに、最初の口頭弁論期日までのスケジュール、すなわち、訴状送達日、原告からの書面による主張 (請求原因) と書証の提出日、被告か

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

らの書面による主張（答弁）と書証の提出日、及び口頭弁論期日を決定する。その際、口頭弁論期日は、訴え提起から6～8ヶ月後を目標として指定する。もっとも、当事者の書面提出日経過後であっても、口頭弁論期日の10日前までであれば、無条件で主張、書証の追加提出が許容される。口頭弁論期日においては、当事者の弁論を経た後、必要であれば、証拠調べの期日を定めるが、証拠調べ（証人尋問を含む）をする事件はそう多くはなく、通常は最初の口頭弁論期日に終結する。なお、代理人が、口頭弁論期日に技術者等を同道し、裁判所に対して必要な説明をさせることもよく行われている。

2.5 裁判体の構成、裁判官の専門性

特許訴訟を提起する場合、当該管轄の裁判官の構成及び専門性の高さを知っておくことは重要である。裁判官の専門性が高く、経験豊富であれば、結果の予想が比較的容易になるからである。なお、各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス

第一審は1人の裁判官、控訴審は3人の裁判官、上告審は5人の裁判官で裁判体を構成し、高い専門性を有する⁴²⁾。

(2) ドイツ

特許侵害訴訟では、第一審及び控訴審は3人の裁判官、上告審は5人の裁判官で裁判体を構成する。また、特許無効訴訟では、第一審、第二審とも5人の裁判官で裁判体を構成し、第一審では、そのうち2人が法的資格を有し、3人が技術的資格を有し、第二審では全員が法的資格を有している。ドイツでは、前述のとおり、管轄を有する裁判所のうち、多くの事件が、デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンに集中するが、これらの裁判所の裁判官は高い専門性を有する。

(3) フランス

第一審、控訴審とも3人の裁判官で裁判体を

構成する。特許訴訟については専門部に係属するので、ある程度の専門性は有するものの、裁判官は約3年で他の部に異動するために、前述のとおり、半数以上の事件が集中するパリを除けば、イギリスやドイツほど専門性は高くはないといわれているようである⁴³⁾。

(4) オランダ

第一審及び控訴審は通常3人の裁判官で裁判体を構成し、裁判官の専門性はかなり高い。

2.6 専門家の関与

通常の民事訴訟に比べて、特許訴訟では専門家の役割が大きい。すなわち、技術的な争点が訴訟の帰趨を左右する場合があります。その際、専門家が決定的な役割を果たすことがある。そこで、当事者が専門家を指名するイギリス等では当然のことであるが、他の国においても、相手方よりも早い段階で、当該技術に精通した優秀な専門家を確保することが重要である。なお、各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス、オランダ

当事者が専門家を指名する。イギリスではトライアル前に専門家が作成した書面が交付され、相手方はトライアルにて反対尋問が可能である。オランダでも書面によるやりとりが原則であるが、専門家は口頭で証言することを求められることもある。

(2) ドイツ、フランス

裁判所が専門家を指名することが多いが、当事者が雇うこともできる。ドイツでは、裁判所が専門家を指名して援助を必要とする場合には、その専門家の費用は敗訴当事者が負担する。

2.7 証拠開示

従来は、Common lawの国であるイギリス以外は、少なくとも広汎な証拠開示手続きは存在しなかった⁴⁴⁾。証拠開示手続きは、真実発見に資するものの、反面、時間及びコストがかかる、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

あるいは企業秘密が相手方に知れてしまうといった短所が指摘されていた。証拠開示手続きとの関係で留意すべき点としては、証拠開示手続きが行われると、訴訟手続きに入るかなり前の段階の書類から開示が要求される可能性が高いこと、また、営業秘密等を理由とした開示拒否がそれほど許されない可能性が高いことが挙げられる⁴⁵⁾。そこで、たとえば特許権者であれば、特許出願の段階から、将来生じ得る証拠開示手続きに留意して書類作成・保存を行うべきである。

なお、各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス

原則として、裁判所の命令により、事件の結論に影響する関連書類を提出しなければならない。

(2) ドイツ、フランス、オランダ

従来、広汎な証拠開示制度はなく、裁判所によって個別開示命令を発令することができる程度であった。しかし、2004年EUエンフォースメント指令に基づく証拠開示手続きが導入されつつあり、また、その内容は国毎に異なっているので、注意を要する。

2. 8 損害の算出

特許訴訟においては、一般に、特許権者から被疑侵害者に対して、その侵害行為の差止請求とともに、損害賠償請求が行われる。損害賠償の認容額はケースバイケースであるが、裁判所で通常用いられる算出根拠が分かれば、損害賠償認容額が高額となる傾向にあるか否かについて一応の予測が立てられる。そこで、当事者にとっては裁判所で通常用いられる損害の算出方法を知っておくことは大変重要である。EU各国における損害賠償額の算出方法は、特許権者自身の現実の損失を立証する方法、被疑侵害者の利益をもって特許権者の損失と推定する方法、合理的な実施料相当額をもって特許権者の

損失とする方法、の3つに大別できる。多くの国では、理論上、これら全ての算出方法を用いることができるとされているが、裁判所が通常用いべき方法が決まっている国もある。

また、EUでは、我が国と異なり、損害賠償額の算定のためには、侵害手続きとは別の手続きが必要であるという国がいくつかある。それらの国では侵害論について結論が出た時点で別手続きを経ることなく、当事者間で和解が成立することが多いようである。なお、各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス

原告は現実の損失か、被疑侵害者の利益をもって特許権者の損失と推定することができる。原告が現実の損失を主張する場合には、その立証をしなければならないところ、これは難しいことが多いので、その場合、裁判所が合理的な実施料相当額に基づき損害を算出する。原告はクレーム・フォームの発行より6年前までの期間の侵害について損害を請求できる。さらに、裁判所は判決までの全期間ないし一部の期間の侵害行為による損害賠償も命ずることができる。

(2) ドイツ

請求の趣旨とも関連するが、特許権者に対する勝訴判決が出ても、その中で具体的な賠償金額が明示されているわけではない。そこで、もし原告がさらに賠償を求めていく場合には、損害賠償の額を特定してその支払いを請求する別訴が必要であるが、現実には、訴訟外で損害賠償額について当事者間で和解することが多く、別訴にまで至るケースは非常に少ない。以下、詳述する。

ドイツでは、権利侵害者は過失があると推定され、侵害によって生じた損害を賠償する責任がある。また、たとえ権利侵害者に過失がない場合であっても、権利侵害によって不当な利益を得た場合には返還が要求される。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ところで、前述のとおり、損害額の認定には、侵害手続きとは別の手続きを行わなければならない、時間やコストの面で煩瑣である。

そして、損害賠償認容額については、たとえ故意侵害の場合であっても、懲罰的損害賠償を課すことはできないとされていた。また、自らの逸失利益を請求できるのは、特許権者が特許権等を直接実施し、かつ、侵害行為によりその利益が減少したときにだけ認められるとされていることから、その立証はかなり困難であるとされているようである。そこで、従来、多くの事件において、特許権者は合理的な実施料相当額で和解せざるを得なかった。その結果、特許権者が損害賠償額として受領する金額はそれほど多額ではなかった。しかしながら、特許権侵害の場合の損害賠償認容額は、近時の判例によって著しく変更されている。たとえば権利侵害者の利益を算出する際、侵害者の売上げから間接費用を減額しない手法を採用した2001年連邦最高裁判所のGemeinkosten-anteil判決以来、認容額が著しく増加することになったことから、特許権者は、侵害者の利益をもって特許権者の損害と推定する、という手法によることを主張することが多くなっている。

(3) フランス

損害賠償額の認定は、一般に、特許権者が自社の特許権を実施しているか否かで異なってくる。特許権者が自社の特許権を実施している場合は、特許権者の逸失利益に基づいて計算される。具体的には、理論的な純利益が計算され、それは特許侵害者が特許侵害をしなかった場合に特許権者の得べかりし利益と推定される。この推定を行うために特許権者の生産能力が考慮される。他方、特許権者が自社の特許権を実施していない場合には実施料相当額を参考にすることが多い。具体的には、通常のライセンスの場合の1.5～2倍の実施料額を損害賠償額算出の基準として用いることが多い。この賠償額の

決定は、特別補助裁判官に依頼することも多い。

(4) オランダ

特許訴訟に限らず、損害賠償事件一般に共通する制度として、裁判所が損害賠償義務を認めても、判決では被告の賠償義務を宣言するだけで賠償額は示さないのが通常である。賠償額の確定のためには、そのための付随的な手続きが存在し、損害賠償請求事件で勝訴した原告は、改めて裁判所に賠償額の確定の申立てをすることができる。なお、賠償額は特許権者の逸失利益が原則であるが、被告の利益を原告の利益とみなすことも行われている。しかしながら、いずれにしろ、上記のような別手続きにおける確定を待つまでもなく、多くの事件では賠償額に関して和解が成立する。

2.9 訴訟の代理

EUにおける特許訴訟では、我が国とは異なっていて、多くの国で弁護士による代理が強制されている。そして、多層構造的な条約・法律等が規定され、それゆえ選択の幅も広いEU各国における特許訴訟では、経験の豊富で質の高い代理人に委任できるか否かは、訴訟戦略を考える上で極めて重要であり、場合によっては訴訟の帰趨に直結する。なお、新たに代理人を探す場合には、信頼できる者からの紹介が望ましいと思われるが、その他当該法律事務所の弁護士の書いた文献を見たり、評判を勧案するといったことも考えられる。但し、最終的に依頼するか否かを判断するに際しては、実際に会って見極めることが重要である。

以下では、形式的な代理人資格を中心に、各国の状況について述べる。

(1) イギリス

伝統的に事務弁護士 (Solicitor) と法廷弁護士 (Barrister) が存在している。従来は、法廷弁護士だけがパテントコートにおいて口頭で弁論することができる独占的な権利を持ってい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

た。しかしながら、現在では、事務弁護士も、パテントコートにおいて口頭で弁論することができる権利が認められるようになった。とはいえ、現在でも、事務弁護士が、法廷弁護士に指示して、少なくとも公判の弁論については担当してもらうのが通常のようなものである⁴⁶⁾。

(2) ドイツ

特許侵害訴訟と特許無効訴訟では、代理人資格に差がある。すなわち、特許侵害訴訟では、訴訟当事者は、第一審、控訴審及び上告審の訴訟を、弁護士に代理させなければならない。また、通常、弁理士は弁護士を補佐する。第一審においては、弁護士であれば当事者の代理ができる。しかし、控訴審と上告審では、特別に認められた弁護士のみが当事者を代理できる。他方で、特許無効訴訟では、当事者は弁護士に代理させる必要はない。特許無効訴訟では、第二審、すなわち、連邦最高裁判所の手続きも、弁理士が行うことができる。

(3) フランス

訴訟当事者は、第一審、控訴審及び上告審の訴訟を、弁護士に代理させなければならない。また、通常、弁理士は弁護士を補佐する。控訴審では、特に認められた弁護士のみが書面を提出することができる。しかし、弁論においてはいかなる弁護士でも事件について論議できる。上告審では、特に認められた弁護士のみが当事者を代理できる。

(4) オランダ

訴訟当事者は、第一審、控訴審及び上告審の訴訟を、弁護士に代理させなければならない。また、通常、弁理士は弁護士を補佐する。但し、前述のKort Gedingの被告側は弁護士による代理を強制されない。

2. 10 和 解

和解を行うことは、訴訟の長期化に伴う様々な弊害を避ける、敗訴リスクをなくす、訴訟コ

ストを抑える、といった点から有用である。また、仮に勝訴判決を得て多額の債務名義を取得したとしても、実際に回収をするためには執行手続きを行わなければならない、かつ、回収行為を行ったところで、その実が挙がらないといったケースも見受けられる。この点、和解が成立すれば、相手方による任意の履行が期待できることが多いので、その意味でも意義がある。他方で、最終的な和解金額が当初の請求金額とはかけ離れてしまうことも少なくない。そこで、和解を行う場合には、どの時点で、どのような和解内容にするか、ということに注意すべきである。

我が国における裁判上の和解では、裁判所が当事者双方と交互に面接を行うという交互面接をすることもあるが、EUにおいて裁判所で和解手続きを進める際は、両当事者同席の場で行われることが多いようである。なお、各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス

イギリスで和解が成立する確率が比較的高いとされており、その理由としては、後述のとおり訴訟費用が高いために訴訟継続が困難になること、ディスクロージャー手続きが煩瑣であること、などが挙げられている。和解の合意事項は裁判所によって登録され得る。

(2) ドイツ

特許侵害訴訟において裁判所による和解勧告はない。そこで、他国に比して、裁判上の和解が成立する率が低い。但し、無効訴訟においては、主要期日の初めに裁判長による和解の可能性の確認がある場合がある。

(3) フランス

特許訴訟において損害賠償額の算定にまで至る事件はそれほど多くはなく、大部分の事件では和解で決着するということである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(4) オランダ

裁判所に、和解を模索するために当事者を出頭させる権限が与えられており、裁判所の関与のもとに和解が成立することもある。特に損害賠償額については和解で定めることが多い。

2. 11 費用の賠償

一般に、判決により、敗訴者が勝訴者の費用の一部の負担を命じられることが多い。なお、各国の状況は以下の通りである。

(1) イギリス

敗訴者は勝訴者のコストを負担しなければならないが、全額ではなく、通常は3分の2程度である。

(2) ドイツ

敗訴者は勝訴者の費用を負担しなければならないが、一部負担が通常である。但し、訴訟費用及び代理人の費用は争訟の価値によって決まるので、特許の有効性に関する争訟の価値が、対応する侵害訴訟の価値を優に超えることも多い。

(3) フランス

敗訴者は勝訴者の代理人費用を負担しなければならないが、通常、それほど高額ではない。

(4) オランダ

敗訴者は費用を一部負担するが、悪意があればその額が増える可能性がある。

2. 12 裁判期間

近年、各国において裁判期間を短縮する努力がなされているが、未だに国毎に開きがある。一般に、特許権者としては、早期に結論が出ることを望むものであるが、訴訟手続き中に和解することを考慮しているような場合には手続きが迅速に進むことが特許権者の意向に沿うとは限らない。各国における訴え提起から第一審判決までの裁判期間は以下の通りである。但し、事案によって期間の長短にかなり差異があるよ

うなので、その点留意が必要である。

(1) イギリス

いくつかの手続きが用意されているが、Speedy⁴⁷⁾やStreamline⁴⁸⁾でない限り約12ヶ月間程度である。

(2) ドイツ

鑑定を行ったり、専門家が指名されない限り、特許侵害訴訟は約14ヶ月間程度、特許無効訴訟は約18ヶ月間程度である。

(3) フランス

手続きが若干長引く傾向があり、約18～24ヶ月間程度である。

(4) オランダ

早期本案手続きの場合、訴え提起から約8～10ヶ月程度であり、通常の場合には約12ヶ月間程度である。

2. 13 裁判費用

日本企業にとって、訴訟を提起・継続する上で、裁判費用は最大の関心事の一つであろう。もちろん訴訟物の価額によって大きく異なってくるが、それ以外にも当事者が専門家指名・委任することが多いか、証拠開示手続きが存在するか、裁判期間が長いかなどによって左右される。なお、欧州特許庁の調査⁴⁹⁾によると、各国における円ベースに換算した場合の第一審の裁判費用は、以下のとおりである。なお、それぞれの数字はあくまでも平均額にすぎず、個別の事案毎にその多寡は様々であることに注意が必要である。

(1) イギリス

約2億4,400万円。

(2) ドイツ

特許侵害訴訟及び特許無効訴訟をあわせて約4,100万円である。

(3) フランス、オランダ

それぞれ約3,200万円である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 14 裁判件数

日本企業にとって、EU各国で行われている特許訴訟の件数やその内容を把握しておくことは、その国の特許訴訟に対する習熟度や姿勢、ひいては判決の予測可能性を検討する上で、裁判官の専門性の見極めとともに重要である。この点、EUにおける裁判件数については顕著な傾向があり、ドイツに集中している。ドイツでは、ほとんどの案件において特許侵害訴訟と特許無効訴訟を並行して行わねばならず、かつ、損害賠償の認容額も相対的にそれほど高額ではないという面がある。しかしながら、そもそも欧州特許制度を用いた場合にドイツがその指名国の1つとされるケースが多いこと、また、特に特許権者にとっては、専門性の高い裁判官により、クレームが比較的広く解釈され、均等論の適用があり、その結果、特許権侵害が比較的認められ易いこと、加えて、裁判期間もそれほど長くなく、裁判費用も高額ではないといったことが魅力となって、事件がドイツに集中しているのではないかと思われる。なお、各国における年平均の第一審の新受理件数⁵⁰⁾は以下の通りである。

(1) イギリス

約90件である。

(2) ドイツ

特許侵害訴訟は約700件である。また、特許無効訴訟は約220件である。

(3) フランス

約170件である。

(4) オランダ

約55件である。

3. 2004年EUエンフォースメント指令の実施

従来より、欧州議会において、知的財産権全般にわたる権利行使の問題を扱う知的財産権行

使に関する指令の審議は順調に進められ、2004年4月にその指令が可決された。その結果、同指令の内容を反映させる国内法の改正が、各EU加盟国で近時行われつつある。

同指令の内容は、世界貿易機関(WTO)のTRIPS協定(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)において要求される以上の調和を、権利行使手続及び侵害に対する救済において実現させるものである。具体的には、加盟国にトレードシークレット等の機密情報を保護する手続を確保した上での証拠提出命令や証拠保全命令、予備差止命令等の手続を設けるよう義務づけている。また、救済に関しては、侵害と知りながら又は侵害と知る合理的理由がありながら侵害行為を行った場合には、一定利益に加えて、道徳に反する行為等経済的ファクター以外の要素を考慮して、侵害による実損保障を行うように求めている⁵¹⁾。この結果、従来、証拠開示手続きのほとんどなかったドイツ、フランスなどで証拠開示の範囲が広がることになる。

4. EUにおける特許訴訟に関連して現在進められつつある議論⁵²⁾

EUにおける特許訴訟の概要を紹介してきたが、冒頭に述べたとおり、その手続は統一されておらず、複雑であり、理解することも困難である上、高額な費用もかかる。その結果、EUが、統一された魅力的な市場とはいえなくなってしまう懸念がある。そこで、統一的な裁判制度やコストの削減を巡っては、様々な議論が展開されてきた。それらは現実的な導入の可能性において差があるものの、有益な議論であることから、最後にこれらの主要部分を紹介する。

4. 1 ロンドンアグリーメント

従来、欧州特許制度を利用して特許を取得する場合、特許付与後、クレーム及び明細書の全文を、指定国の公用語に翻訳しなければならず

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(第65条1項)、その結果、翻訳コストが非常に高くなるという問題点が指摘されていた。2000年10月のロンドンにおける欧州各国の政府間合意において締結されたロンドンアグリーメントは、この翻訳コストを大幅に軽減するものである⁵³⁾。これにより、欧州各国で権利を取得しようとする出願人にとっては、翻訳費用の削減の効果を期待できる。

同アグリーメントに関しては、これまではフランスの反対により発効に至っていなかったが、2008年5月1日に発効することになった。

4. 2 欧州特許訴訟協定⁵⁴⁾

欧州特許条約の締結国による構想である。現在のEPCの下での加盟国の国内特許の束を発生させる制度が残存することを前提に、これら一つの欧州特許に基づいて発生する各国の国内特許を一括して権利行使するための欧州特許裁判所制度を創設しようとするものである。本協定は、欧州各国毎に異なる欧州特許の解釈を単一にし、保護の効率性と法的安定性を高めることを目的とするものである。1999年6月に本協定にかかる作業部会が設置され、欧州特許訴訟協定案及び欧州特許裁判所規則案が公表され、これに基づいた議論がなされたものの、未だに合意には至っていない。なお、本協定によっても単一の特許が確立されるものではない。しかしながら、本協定によれば、EPC全加盟国を1つに統合した司法制度下におくことができる。これにより、1つの裁判所が侵害の有無や有効性に関して判断を下すことができ、その判断が全加盟国に対して有効となる。

但し、本協定の内容は確定したものとはいえ、その批准・発効には、なお時間を要すると思われる。

4. 3 欧州共同体特許

1999年2月に欧州委員会により提案された制

度である。欧州共同体域内で単一の効力を有し、一体的に生成・消滅する特許権を設けることを特徴とする制度である。

共同体特許は、原則としてヨーロッパ特許庁によって付与され、その有効・無効に関する問題は、全て特定の裁判所に集中させて扱わせるというものである。現時点では、言語問題（翻訳要件）、司法制度（侵害訴訟）、各国特許庁の役割分担への対応などが焦点となっている。かつて共同体特許条約が欧州共同体の加盟国により署名され、その後、めばしい進展を経ることがなかったが、欧州委員会により、2003年6月11日、EU規則案として欧州共同体特許にかかる構想が発表された。同案には、共同体特許を取得する上で要求される正式手続きや、EU理事会により合意された裁判権及び訴訟手続き上の問題などが取り上げられている。

但し、現在の合意は、共同体特許裁判所が2010年までに創設されることを義務づけているが、この実現は非常に難しいものといわれている⁵⁵⁾。

5. まとめ

以上で述べてきたとおり、欧州での特許訴訟は、統一した権利行使手続きが確立されているわけではないため、重要な判例の出現や制度の変更により、その動向が大きく左右される可能性を有しているという点では変わりはない。また、依然、条約やその他の国際間の取り決めも目まぐるしく変化している状況である。

そこで、日本企業が、欧州において最適な特許訴訟戦略を展開するためには、常に欧州における特許権行使に関する最新の実情の把握に努めることが重要であろう。

なお、本稿末尾に添付した資料は、EU主要国を含む9ヶ国の実務家から、2007年秋時点における欧州各国の特許訴訟の概要を聴取した結果をまとめたものであり、各国の最新の実務を比較している⁵⁶⁾。最後に、これらの聴取に快く

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ご協力頂いた各国の一線の実務家である Sebastian Moore氏 (Herbert Smith LLP所属, イギリス), Matthias Sonntag氏 (Gleiss Lutz 所属, ドイツ), Alexandra Neri氏 (Herbert Smith LLP所属, フランス), Jan Brinkhof氏 (前Presiding Judge of The Hague Court of Appeal, オランダ), Dag Sandart氏, Anders Kylhammar氏及びBo Davidsson氏 (Sandart 氏及びKylhammar氏はSandart & Partners所 属, Davidsson氏はAWAPATENT所属, いず れもスウェーデン), Peter Pawloy氏 (SONN & PARTNERS所属, オーストリア), Gonzalo Ulloa氏 (Gomez Acebo & Pombo所属, スペ イン), Giovanni Casucci氏 (Casucci Studio Legale所属, イタリア) 及びManolis Metaxakis氏 (PATRINOS & KILIMIRIS所属, ギリシア) に心から謝意を表します。

注 記

- 1) 本稿では主に欧州内の欧州連合 (EU) 加盟国における手続きについて記述する。なお, EU加盟国ではない国であっても, 欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国であれば, いわゆるルガノ条約で, EU加盟国とほぼ同様の規律を受ける。
- 2) 2007年3月1日のマルタ共和国政府の加盟をもって, 加盟国は32ヶ国となった。なお, EPCは2000年に改正され, 2007年12月13日にその効力が発効した。その改正には特許の保護範囲に関する規定が変更されたり, 均等論について明確に規定されるなどの重要なものが含まれている。
- 3) 欧州特許庁に対する単一の出願・審査を経て, 出願人が指定する指定国 (通常は複数の国を指定する) でそれぞれ特許権が付与されるという制度である。
- 4) 通常, 当該国内の特許庁に対する出願・審査を経て, 当該国内で通用する特許権が付与されるという制度である。
- 5) 後述のとおり, 現在EUレベルでは, 「共同体特許」 (Community patent) 規則案が検討されており, もしこれが実現すれば, 共同体特許制度, 欧州特許制度, 各国特許制度の三重構造になることになる。
- 6) これについて詳しく論じているのはEuropean Patent Office, Assessment of the impact of the European patent litigation agreement (EPLA) on litigation of European patents, pp.1~3 (2006)
- 7) 特許戦略としては, 特許庁に対する特許異議申立てや, 税関に対するいわゆる水際対策も非常に効果的であるが, 紙幅の関係上, 本稿は特許訴訟に絞って記述する。
- 8) 特許出願戦略については, たとえばDr. Klaus Hinkelmann, パテント, Vol.57, No.1, pp.12~17 (2004)
- 9) なお, 訴訟提起前の準備等に関しては, 本稿と一部重複するものの, 服部誠, NBL, No.786, pp.36~51 (2004) 等参照。
- 10) たとえば, ドイツ, スウェーデンなどが挙げられる (Dr. Ulla Allgayer外, 国際商事法務, Vol.34, No.5, pp.563~573 (2006))。
- 11) たとえば, ドイツでは警告書を受領した相手方が結果的に特許権を侵害していない場合, 特許権者は警告書を送付したことについて相当の注意義務を果たしてない限り損害賠償義務を負う, とされている。
- 12) 民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する理事会規則44/2001。1968年に調印された「民事及び商事事件における裁判管轄と判決執行に関するEC条約 (ブラッセル条約)」に代わるものとして, 2002年3月1日にその効力が発効した。
- 13) たとえば, 特許侵害訴訟と特許無効訴訟は同一原因の訴訟とされている。
- 14) これを抗弁として用いる場合, 「lis pendens (訴訟係属) の抗弁」と呼ばれる。
- 15) 被疑侵害者がトルペード戦略をとった場合, 仮に管轄がない裁判所に訴えを提起したとしても, 管轄がないと確定するまでは, 特許権者は差止め等の訴訟を行うことができない。また, 当該裁判所から特許権者に対して特許無効を求める判決が提起されたという通知が来るまでに数ヶ月を要することがあり, それまでは当該訴訟は水面下にあることになる。
- 16) ブリュッセル地方裁判所は, 2000年5月12日, 要旨「不適法であることが明らかな非侵害確認の訴えは訴権の濫用にあたる」と判断し, 原告の請求を却下し, 原告に20,000ユーロの損害賠

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 償の支払いを命じた。同判決は、ベルギーにおけるその後のトルベード訴訟において支持されている。
- 17) なお、トルベード戦略に似た戦略として、ヒッティング・ホーム戦略というものもある。これは、特許権者の住所地の裁判所が審理スピードの遅い裁判所である場合、要旨「本訴管轄は被告の住所地とする」との規定（ブラッセル規則第2条1項）を巧みに利用して、被疑侵害者が同裁判所に対し、訴訟を提起するものである。上記は管轄の原則規定とされていることから、トルベード戦略をとられた場合と異なり、特許権者として訴権の濫用だと主張してもそれが認められにくい。なお、詳細は、Guntram Rahn, AIPPI, Vol.48, No.11, pp.852~871 (2003) を参照。
- 18) 各国の比較については、Peter Hendrick外, Managing Intellectual Property, pp.3~7 (2005) が詳しい。
- 19) 本訴の管轄については後述するが(2. 3(2)), 仮処分等の管轄に関しては、たとえ別の加盟国の裁判所が本訴について管轄を有する場合であっても、加盟国の国内法で定める要件が満たされているならば、当該加盟国の裁判所に仮処分等の申立てを行うことができる(ブラッセル規則第31条)。
- 20) ちなみに、イギリス、ドイツ、オランダ、オーストリア及びスペインでは、たとえば後発品医薬メーカーが管轄内において製品のmarketing authorizationを得たとしても、これだけで当該特許権の明白で急迫な侵害のおそれがある、とはいえないとされているようである。
- 21) イギリスでは、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドの3つに分離した管轄が存するが、イングランド及びウェールズが最も重要なので、以下でイギリスという場合には、イングランド及びウェールズを指すものとする。
- 22) 手続きの詳細は、以下のとおりである。すなわち、特許権者は、被疑侵害者の建造物に事前の警告なしに裁判所執行官及び弁護士(他にも弁理士、写真家、警官等)と共に立ち入るための命令を裁判所に求めることができる。特許権の侵害の疑いがある場合に、裁判所はSaisie contrefaçonを与えなければならないが、その際、証拠がどの程度調査され、押収され得るかを定めることができる。特許権者は、Saisie contrefaçonに基づいて、執行吏を利用して、書類証拠及び製造物のサンプルを収集することや、被疑侵害者が使用している製法を写真やビデオで写すことができる。Saisie contrefaçonに際して、被疑侵害者には事前告知がないために証拠の秘匿・毀損が行われることはない。被疑侵害者は、Saisie contrefaçon実行後にその手続きについて争うことができる。特許権者は、そのSaisie contrefaçon実行後2週間以内に侵害訴訟を提起しなければならない。同期間内に訴えを提起しなければ差し押さえは無効となり、当該手続きを利用して収集した証拠等はもはや当該特許訴訟に使用できなくなる。なお、その詳細は、Laurence Petit, 主要国における特許権行使, pp.114~124 (2003) 財団法人経済産業調査会を参照。なお、同様の手続きは、ベルギーやイタリアでも存在するが、その場合、申立てにはどのような要件が必要か、また申立てから命令の発令までどの程度の期間を要するか等により、この手続きの利便性が変わってくる。
- 23) 本手続については、河邊義典, ヨーロッパにおける民事訴訟の実情(下)(1998) 法曹会が詳しい。なお、この手続きを経て命令が確定したとしても、本訴の判決でそれを覆すことができる。また、緊急性のある手続きである性質上、特許無効や、損害賠償請求の主張ができないなどの特色がある。但し、現在では、多くのケースにおいて、本手続に代わって、本訴における早期本案手続きを用いるようになってきているようである。
- 24) 特許無効訴訟は、通常誰でも提起できるわけではなく、警告書等を受領した者に限られていることが一般的である。
- 25) 被告の住所地あるいは法人の所在地がEU外であっても、スイスなどのEFTA加盟国内に所在する場合は、いわゆるルガノ条約によって裁判管轄が決定されるが、同条約はブラッセル規則と内容的にはほぼ一致している。
- 26) これは、上記2. 3(1)で挙げた例を用いると、たとえばXが欧州特許制度を利用し、指定国をイギリス、フランスとしてA1, A2という特許権を取得したとして、これに対し、イギリスの法人Yがイギリス国内及びフランス国内でA1及びA2を侵害する行為を行った場合、XはYの住所

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

地であるイギリスの裁判所において、A1を侵害する行為のみならず、A2を侵害する行為についても一括して訴訟を提起することができる。但し、その場合、イギリスの裁判所は準拠法としてフランスの法制度を考慮しなければならず、手続きが長引く可能性がある。

- 27) 不法行為事件の裁判管轄における「損害をもたらす事実の発生した地」の解釈をめぐっては、欧州司法裁判所（ECJ）は1976年11月30日のMines de Potasse d'Alsace判決において、被害者が加害行為地と損害発生地のいずれかの裁判所を選択できるものとした。また、ブラッセル条約が規則に改訂された際に、損害をもたらす事実として「発生する危険がある地」という文言を付け加えて、差止め請求の管轄も明文上規定した（第5条3項）。但し、不法行為地の裁判所は、その侵害（の虞のある）行為以外については管轄を有しないので注意が必要である。
- 28) 同一の侵害行為又は互いに関連する複数の侵害行為に複数の侵害者が関与している場合に共同被告となる。この規定の適用条件は「別々の手続によって矛盾する判決が下される危険性を避けるため一緒に審理して判断するのが望ましいと思われるほど密接な関係によって当該請求が関連している場合」であるとされている。Guntram Rahn, AIPPI, Vol.48, No.11, p.853 (2003)
- 29) Jochen Pagenberg, 国際知的財産紛争処理の法律相談, p.523 (2006) 青林書院
- 30) 欧州特許条約第69条は、特許権の技術的範囲を解釈するためのルールを規定しており、技術的範囲の解釈に寛大であるドイツの運用と、反対に、厳格であるイギリス的運用とを調和させることを目的とした追加の解釈プロトコルを含んでいる。にもかかわらず、たとえば、ドイツでは均等論を適用する余地はまだ残されており（Radio Broadcasting System判決）、フランス、オランダ等でも同様と思われるが、他方でイギリスでは均等論の適用をはっきり排除している（Kirin Amgen v. Hoechst Marion Roussel判決）など、国毎に未だ大きな開きがある。
- 31) オランダでは、従来、多国籍グループ企業等によってクモの巣のように複数の国で活動が行われており、その侵害活動の支配者が自国等をベースにしている場合には、それらの活動を行っ

ている国につき、国境を越えて差止め請求が可能であるという、いわゆるSpider in the Web理論を用いてきた。本事案では、まさに同理論、すなわち、欧州特許に関して、ある裁判所が管轄外の複数の指定国における侵害を禁ずる差止め命令を出せるかが、ブラッセル規則第6条1項の「関係（connection）」という文言の解釈に絡んで問題となった。そして、ECJは、この争点について、同条は適用されず、差止め命令は出せない、と結論づけた。

- 32) 本事案では、特許訴訟における特許無効事由に関して、いかなる形で特許無効が争点とされたかにかかわらず、特許無効に関する専属管轄を定めたブラッセル規則第16条4項が適用されるかが問題となった。そして、ECJは、手続きの形態（本訴か反訴か、提訴時に提起されたか、手続きの後の段階で提起されたか等）に関係なく、特許無効が争点となっている全ての手続きは特許が登録された国における専属管轄に服する、と結論づけた。その結果、仮に、今後、特許登録国以外で特許権者から侵害訴訟が提起された場合には、被疑侵害者としては、特許無効を主張して、かつ、そのような裁判は特許登録国でしか訴訟をしえないはずであると主張して、管轄違いを主張することが可能である。
- 33) 当然、GAT v. Luk判決を前提としても、特許侵害訴訟において、特許の有効性が争われない場合には同判決の射程範囲外である。しかしながら、現実の特許侵害訴訟では特許の有効性が全く争われないということは稀である。
- 34) なお、特に、イギリス、ドイツ、オランダにおける特許訴訟の手続きに関しては、沖中康史外、アメリカ、イギリス、ドイツ及びオランダにおける特許訴訟の実情, pp.105~276 (2001) 法曹会が詳しい。なお、その後、実務に変更がある国が存在するので注意されたい。
- 35) 訴訟当事者が合意すれば、特許庁も管轄を有する。しかしながら、特許庁では差止め等の救済は行えない上、実際には特許庁を利用する手続きは使われていない。
- 36) ドイツでは、特許商標庁及び連邦特許裁判所が特許の有効性判断に関する専属管轄権を有するからである。
- 37) ドイツ民事訴訟法第275条
- 38) ドイツ民事訴訟法第276条

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 39) このような二審制は、特許無効訴訟のみならず、ドイツ国内特許に関するドイツ特許庁の決定に対する抗告でも用いられるが、本稿の議論とは直接関係がないので割愛する。
- 40) このようにドイツでは、特許侵害訴訟と特許無効訴訟は別手続きが予定されているので、特許侵害訴訟を担当する裁判所は特許を無効とすることはできない。他方、特許侵害訴訟を担当する裁判所は、均等論については自由に判断できる。しかしながら、被疑侵害品が均等の範囲であることが明らかであっても、特許無効訴訟において、訂正によってクレームの文言が変更されることがあり、その結果、均等の範囲も制限され得ることに留意すべきである。すなわち、結局、均等論も、特許無効訴訟と無関係ではない。
- 41) なお、その詳細は、Laurence Petit, 主要国における特許権行使, p.126 (2003) 財団法人経済産業調査会を参照。
- 42) その多くは法廷弁護士出身である。
- 43) ちなみに、フランスの判決のスタイルはかなり形式的で、判決理由はイギリスやドイツのように徹底していないとのことである (Guntram Rahn, 知財管理, Vol.52, No.2, p.151 (2001)) が、これは上記のような裁判体の性格にも起因しているのかもしれない。
- 44) 但し、イギリスのディスクロージャーですら、米国と比べると、その規模は小さい。
- 45) 但し、営業秘密を含んだ証拠が相手方に開示された場合には、その証拠に関して保護命令が付されたり、他への転用制限がされるなどの一定の配慮がなされることが多い。
- 46) 沖中康史, アメリカ, イギリス, ドイツ及びオランダにおける特許訴訟の実情, pp.114~116 (2001) 法曹会が詳しい。
- 47) 訴え提起から4ヶ月以内にトライアルが行われる。
- 48) 訴え提起から約6ヶ月程度でトライアル (一般に1日のみ) が行われる。裁判所から命令された場合を除き、事件の重要性・複雑性なども考慮した上で、両当事者が同意した時のみ行われる。手続きは正式手続きに比べれば簡素化されており、全証拠は書面で提出することとし、反対尋問は行わないか、もし行っても非常に制限されたものとする。実験や証拠開示手続きはない。
- 49) European Patent Office, Assessment of the impact of the European patent litigation agreement (EPLA) on litigation of European patents, pp.10~12 (2006)
- 50) Council of the European Union, Working Document 11672/07 (2007)
- 51) 竹中俊子, 別冊NBL, No.106, pp.183~186 (2005) 等
- 52) 岩崎晋, 知財フォーラム, Vol.67, pp.40~48 (2006) 等
- 53) 詳細は, http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj001/12_01/12_5491.pdfを参照。
- 54) 組織の概要としては、本協定 (European Patent Litigation Agreement: EPLA) によって、法人格を有する欧州特許司法機構 (European Patent Judiciary) が創設され、その執行機関として、「欧州特許裁判所 (European Patent Court)」が、また、意思決定機関としてEPLAの加盟国から構成される管理委員会 (Administrative Committee) が設けられることが想定されている。
- 55) 詳細についてはHugh Dunlop, AIPPI, Vol.48, No.11, pp.895~899 (2003) や、松中雅彦, 知財研紀要, Vol.20, pp.122~127 (2005) 等
- 56) 本稿本文の内容が必ずしも2007年秋時点での最新の実務を正確に反映したものではないことから、本稿本文と、本稿末尾に添付した資料の内容が齟齬することがあり得ることに留意されたい。

(原稿受領日 2008年1月4日)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 欧州各国における特許侵害訴訟制度の比較

質問	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	
警告書	警告書送付によるリスク	ペナルティーあり。手続をとるとの根拠のない脅迫に対して、差止め、損害賠償を求められる可能性あり(対象製品の製造・輸入行為を行う者等に対する脅迫は除く)	ペナルティーあり。手続をとるとの深刻かつ確定的な脅迫に対して、差止め、損害賠償を求められる可能性あり(実施の根拠を問う質問状の方が望ましい)	ペナルティーあり。過失行為や不正競争行為と判断される場合あり	ペナルティーあり。主張が誤りだと知るべきであった場合はペナルティーあり
	警告書の受領は被疑侵害者による債務不存在確認訴訟提起の要件か	被疑侵害者が特許権者に対し、被疑侵害行為の詳細を明らかにしつつ債務不存在について自認する旨の書面を求めたが、特許権者が合理的期間内に書面を交付しない場合、被疑侵害者は訴訟提起できる	要件ではない(法律上の利害関係があることを示せばよい)	被疑侵害者が特許権者に求めた特許侵害に対する見解について、被疑侵害者がこれを争うか、あるいは特許権者が3ヶ月内に回答しない場合、被疑侵害者は訴訟提起できる(但し実務上は稀)	理論上要件でないが、警告書を受領後に訴訟提起されることが多い
仮処分等	差止め仮処分の実体要件	係争の事実と仮処分を認めることに對する当事者の便宜の衡量	明白な侵害の事実と特許の有効性及び緊急性、当事者間の利益衡量	権利侵害の可能性が緊急性	権利侵害の可能性と緊急性(及び事業があまり複雑でないこと)
	(申立から)決定までの時間	数週間(緊急を要する場合は更に短くなる)	通常は4-6週間程度	通常は3-6ヶ月	約6-10週間
	担保等の要否	積む必要がある	積む必要はない	積むことがある	通常積む必要はない。但し、控訴されても決定を執行する場合には積むことがあり、額は被疑侵害者の予想される損害の程度による
	審理裁判所	Patents Court Division of the High Courtにおいて、特許専門裁判官によって審理される(債務者審尋が行われない場合を除く)	侵害事件を審理する裁判所	侵害事件を審理する裁判所とは別の裁判所で行われる	Hague 地方裁判所
	証拠収集手続	Pre-action disclosure の制度あり	独立証拠収集手続あり	文書や侵害品の差押手続あり	各種証拠収集手続あり
フォーラムの選択	フォーラムの選択の可否等	High Court と Patents County Court のいずれから選択可(重要で複雑な案件では前者が選択される)	12の専属管轄裁判所のうち不法行為地を管轄する裁判所の中から選択(実際はデュッセルドルフ地裁とマンハイム地裁が選択されることが多い)	7の専属管轄裁判所のうち不法行為地を管轄する裁判所の中から選択(可能な場合はバリの裁判所が選択される)	Hague 地方裁判所が専属管轄を有する
	通常訴訟(訴状)	請求の内容	差止め、損害賠償、侵害品の引渡・破棄等	差止め、損害賠償、侵害品等の破棄・没収、判決の公開等	差止め、損害賠償、訴訟費用の負担、侵害品の回収・破棄、侵害者の顧客・供給者に関する情報提供、判決の公開
通常訴訟(答弁書)	訴状の内容	侵害されているクレームと侵害行為の態様	侵害の事実を正確に記載する	権利と侵害の事実の主張と立証、証拠の説明	権利と侵害の事実の主張、予想される反論とそれに対する反駁等
	(訴状送達から)提出までの期間	42日以内(但し延長可能・証拠については通常トライアルの数ヶ月前に提出すればよい)	実質的な答弁はデュッセルドルフの場合2-3ヶ月、マンハイムの場合4-8週間(一般に延長可能)	通常、6週から3ヶ月後に第1回期日が開かれ、その後約1ヶ月程度	通常、迅速化手続の場合約2ヶ月、通常手続の場合6-16週間
	無効主張の可否	可能	不可(被告は侵害訴訟の中止の申し立てをすることが可能)	可能	可能
侵害論と無効論の関係	侵害訴訟係属中に特許を無効とするためのフォーラム	侵害訴訟と同一事件で処理される	異議期間中はドイツないしEU特許庁に異議申立を行い、期間後は、ミュンヘンのドイツ連邦特許裁判所に無効訴訟を提起する	侵害訴訟と同一の裁判所で処理される	Hague 地方裁判所
	無効の手続がとられた場合の侵害訴訟の手続の中止の有無	中止されず、一緒に審理される	通常は、異議手続なし無効訴訟において、出願手続で引用されていない公知文献により特許が無効と判断される可能性があるときのみ中止される	被告の申出により中止されることもある	両手続を併合して審理できるので、中止する必要はない
第一審侵害裁判所の構成等	知財事件の審理	専門部のある High Court か Patents County Court で審理される	専門部のある12の地方裁判所で審理される	7の第一審裁判所で審理される(このうちバリの裁判所にはIP専門部がある)	専門部のある Hague 地方裁判所で審理される
	技術系裁判官の存在	多くの裁判官は、知財専門の Barrister 出身で、数名は理系のバックグラウンドを持つ	通常は存在しない	存在しない	存在しない
	陪審による審理の存在	なし	なし	なし	なし
	懲罰的賠償の存在	なし	なし	なし	なし
	当事者の営業秘密の観点から手続が制限(非公開等)されることがあるか	ある	ある	なし	ある
証拠開示手続	ディスカバリーの有無	ディスクロージャー制度が存在する	存在しない	存在しない	存在しない
	営業秘密を理由に証拠開示を拒めるか	No(開示制限について当事者の合意が成立することもある)	Yes	N/A	Yes
損害	損害論はどこで審理されるか	侵害論の後、損害について当事者で合意できない場合、同一手続で審理される	もし侵害者が任意に支払わなければ、権利者は別訴を提起する	侵害論と同一手続で審理される	侵害論と同一手続で審理される
	損害賠償の計算方法	①特許権者の逸失利益か、②実施許諾料相当額か、③侵害者の得た利益のいずれか(③は稀)	①特許権者の逸失利益か、②実施許諾料相当額か、③侵害者の得た利益のいずれか(①は稀)	①特許権者の逸失利益か、②実施許諾料相当額かのいずれか	①特許権者の逸失利益か、②侵害者の得た利益のいずれか
和解	提起された事件のうち和解で終結する割合	2005年では、54件のうち12件(22%)	低い(推測)	50%以上(推測)	低い(推測)
	裁判官のスタンス	民事訴訟規則上、ADRを勧めることとされている	熱心に勧めることはない	熱心に勧めることはない	熱心に勧めることは少ない
費用	敗訴者負担制度の有無	存在する	存在する	存在する	存在する
控訴	知的財産専門の控訴審は存在するか	No(但し、たいてい3名の裁判官うち1名は元 High Court の判事)	Yes	Yes (Paris Court of Appeal)	Yes (Hague Court of Appeal)
	控訴審では事実問題も争えるか	トライアルがなく、制限される	Yes	Yes	Yes
	控訴審で判断が覆る可能性	2005年では、控訴された25件のうち破棄事件が5件	30%以下(推測)	不詳	40%程度(推測)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

スウェーデン	オーストリア	スペイン	イタリア	ギリシャ
ペナルティーあり	ペナルティーあり。特許無効等の場合損害賠償責任が生じる可能性あり。また、被疑侵害者の顧客等への警告書の送付は不正競争法に違反する可能性あり	明確なものはない	ペナルティーあり。根拠のない主張は不正競争行為となる（特に被疑侵害者の顧客への通知）。また、Tort-pede action を誘発する可能性あり	ペナルティーあり
要件でないが、警告書を送送しない権利者が勝訴した場合、訴訟費用の面でマイナスの効果がある	要件ではない	被疑侵害者からの求めに対する特許権者の見解について、被疑侵害者がこれを争うか、あるいは特許権者が1ヶ月内に回答しない場合、被疑侵害者は訴訟提起できる	要件である	要件ではない
権利の存在と権利侵害継続の事実	権利の存在と権利侵害の事実	本案での勝訴の可能性と緊急性、特許権者ないしライセンスによる特許の実施	緊急性と侵害の蓋然性	勝訴の可能性と緊急性
約1-2ヶ月	平均4-12週程度（但し、緊急を要する例外的場合には2日間もありえる）	約4ヶ月	通常3ヵ月以内（鑑定人を命じたときはさらに数ヶ月）	期日から通常3-4ヵ月後（その間に中間決定が発令されるケースあり）
原則積む必要がある。額については事案による	被疑侵害者が、権利者の資力に問題があること等を証明した例外的な場合、裁判官の判断で、約5万-100万ユーロを積む必要あり	積む必要あり	相手方の申出により積むことがある	積むケースは少ない
City Court of Stockholmにおいて、（事業により技術系裁判官の補助のもと）一人の裁判官によって審理される	通常は、侵害事件を管理するウィーンの商業裁判所	侵害事件を担当する裁判所	相手方の住所のない侵害行為を管轄する裁判所	侵害事件を審理する裁判所及び民訴法上の管轄のある裁判所
証拠収集制度はあるが、あまり実用的でない	各種証拠保全手続あり	各種証拠収集手続あり	フランスとほぼ同様の制度（search order）あり	TRIPS等に基づき行われることがあるが稀
City Court of Stockholmが専属管轄を有する	原則として、Commercial Court Viennaが専属管轄を有する	被告の住所地が不法行為地を管轄する各州の商業裁判所の中から選択（選択可能なときは経験のあるマドリッドカバルセロナの裁判所が選択される）	12の専属管轄裁判所のうち被告の住所地と不法行為地を管轄する裁判所の中から選択（選択可能なときは経験があり比較的審理の早いミラノ、ベニス、ナポリの裁判所が選択される）	被告の住所地と不法行為地を管轄する裁判所の中から選択
差止め、損害賠償、将来侵害行為を行った場合に罰金の制裁を課す、侵害品の破壊・没収	差止め、損害賠償、侵害品、その製造機器の破壊、販路等の開示、判決の公開等	差止め、損害賠償、侵害品の破壊・没収、損害賠償に関する情報提供、判決の公開	損害賠償、侵害品等の引渡・破壊、再犯事件におけるペナルティの確定、判決の公開、訴訟費用の補償	差止め、損害賠償、侵害品の差押・破壊、判決の公開
権利と侵害の事実の主張と立証、証拠の説明	権利と侵害の事実の主張と立証	侵害の事実と証拠、法条と判例の適用等	権利と侵害の事実の主張、立証等	権利と侵害の事実の主張等
通常4-6週間以内に実質的な答弁をする必要がある	通常は4週間以内（まず答弁書で主張と証拠についての考えを述べなければならず、さらに第1回期日に証拠と主張を追加する）	20営業日	口頭審理期日の20日前（海外の被告は送達から130日以上期間が与えられる）	期日の20日前までに証拠も含め提出する
被告は特許無効の別訴を提起する必要があるが、侵害訴訟と併合されることが多い	可能（特許庁への意見照会や訴訟手続中止等が行われる）	可能	可能	可能
City Court of Stockholmで審理される	特許庁で審理される	侵害訴訟と同一の裁判所で処理される（侵害訴訟係属中は係属裁判所以外で無効を争うことができない）	侵害訴訟と同一の裁判所を対象特許出願時の特許権者の住所を管轄する裁判所	裁判所。侵害訴訟の係属する裁判所に併合されることもある
原則として裁判所は両手続を併合して審理するが、当事者の申出があり、別に判断したほうがよい事案では中止もありえる	侵害裁判所が特許が無効となる蓋然性があると判断した場合、当事者が同意する場合に手続を中止する	中止されずに一緒に審理される	被告の申出により中止されることがある	中止されない
専門部のあるCity Court of Stockholmで審理される	原則として、特許・実用新案を審理する専門部（3部）があるCommercial Court Viennaで審理される	各州の商業裁判所で審理される	12の裁判所（IP Specialized Sections）で審理される	上記管轄裁判所で審理される（このうちアテネ裁判所に専門部あり）
存在する	弁理士資格を持った技術系裁判官（lay judge）が存在する	基本的に技術系裁判官は存在しない	存在しない	存在しない
なし	なし	なし	なし	なし
なし	故意ないし重過失の場合実施許諾料相当額の2倍の賠償（2倍賠償）可能	なし	なし	なし
ある	ある	ある（可能性あり）	ある	裁判所に明確に権限を与えた規定は存在しない
証拠収集制度は存在するが、利用頻度は低い	存在しない	存在する（General inquiries to substantiate facts）	存在する（search order等）	存在する
Yes	N/A	Yes	Yes	No
侵害論と同一手続で審理されうる	侵害論と同一手続で審理される	侵害論と同一手続で審理されうる	侵害論と同一手続で審理されうる	侵害論と同一手続で審理されうる
実施許諾料相当額、経済的損失の補償。補償は提訴前5年間分に限られ、故意侵害以外は合理的な範囲に制限される	2倍賠償を求められることが多い	①特許権者の逸失利益か、②実施許諾料相当額か、③侵害者の得た利益のいずれか	①特許権者の逸失利益か、②実施許諾料相当額か（通常のロイヤリティより高額）、③侵害者の得た利益のいずれか	通常は実施許諾料相当額
60%程度（推測）	仮処分手続ないし無効審判手続の後50%以上（推測）	低い（推測）	30-40%程度（推測）	5%以下（推測）
ある程度は和解を勧める	通常熱心に勧める	通常は熱心に勧めることはない	通常熱心に勧める	特に勧めることはない
存在する	存在する	存在する	存在する	存在する
Yes（The Svea Court of Appeal）	Yes（Higher Regional Court Vienna）	Yes	Yes	Yes
Yes	Yes	（提出者の責めなく第一審で審理されなかった等）一定のものは可能	Yes（但し新証拠は例外的）	Yes
50%以下（推測）	20-30%（推測）	不詳	50%程度（推測）	不詳（裁判所により選任された鑑定人の意見に支持された第一審判決は破壊されにくい）